

大磯町監査公表第 13 号

監査の結果について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 6 年 11 月 7 日

大磯町監査委員 脇 國 廣

同 玉虫 志保実

監査結果報告書

1. 監査の種類

財政的援助団体等監査（地方自治法第 199 条第 7 項）

2. 監査の対象部課等

（1）対象補助金等

町社会福祉協議会補助金 15,000,000 円

地域福祉ボランティア活動育成事業交付金 486,000 円

（2）対象団体等

補助金交付団体：社会福祉法人大磯町社会福祉協議会

所管課：町民福祉部福祉課

3. 監査の範囲及び事務

令和 5 年度(令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日)に執行された補助金交付団体の補助金に係る出納、その他の事務の執行及び所管課の補助金に係る事務

4. 監査の実施期間

令和 6 年 8 月 26 日から令和 6 年 10 月 7 日まで

5. 監査の方法及び監査項目

令和 6 年度大磯町監査基本計画に基づき、財政的援助をしている補助金交付団体の出納、その他の事務の執行が、財政的援助の目的に沿って適正かつ効率的に行われているか等に着目し、補助金交付団体及び所管課から監査説明書、関係書類の提出を求めるとともに、関係職員からの説明聴取により監査を実施した。

6. 補助金交付団体の概要

社会福祉法人大磯町社会福祉協議会とは、昭和 27 年に任意団体として発足した大磯町社会福祉協議会が、昭和 59 年に定款に基づき、大磯町における社会福祉事業、その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として設立された社会福祉法人である。

7. 補助金等の執行状況

- ・大磯町社会福祉協議会補助金交付要綱(平成 20 年 3 月 25 日大磯町要綱第 8 号)に基づき交付している本補助金は、同要綱第 2 条に掲げる大磯町社会福祉協議会が実施する地域福祉活動に必要な人件費に充てられている。
- ・大磯町地域福祉ボランティア活動育成事業交付金交付要綱(平成 29 年 3 月 31 日大磯町告示第 40 号)に基づき交付している本交付金は、同要綱第 3 条に掲げる町社協が実施するボランティア育成事業に充てられている。

8. 監査結果

社会福祉法人大磯町社会福祉協議会の補助金に係る出納、その他の事務の執行及び所管課における補助金交付に関する事務について監査した結果、次に注意する事項を除き、おおむね適正に処理されているものと認められた。なお、補助金交付団体である社会福祉協議会及び所管課に対して、次の点について要望する。

(注意事項)

【補助金交付団体関係】

- ・源泉徴収税の納付が遅延していた事例が発見されたので注意する。

(要望事項)

【補助金交付団体関係】

- ・今後も財務処理において定款、経理規則等を遵守し適切な財務処理を行うよう要望する。
- ・補助金は、地域福祉活動に必要な人件費を対象として交付している。社会福祉協議会は、実施している他事業も含め、事業執行において経営努力や工夫、検証に努め、補助金が効果的に活用できるよう要望する。

【所管課関係】

- ・補助団体である社会福祉協議会の所管課として、適切な財務処理を行うよう「大磯町社会福祉法人の助成に関する条例施行規則第9条」に基づき調査、検査を実施し、適切な財務処理を指導するよう要望する。
- ・令和5年度の決算は、監査対象事業を含めた収支で支出が上回り、その不足分を積立資産の取崩しで補填している。社会福祉協議会から町へ財政支援及び町職員の派遣継続についての要望書も提出されているが、町として、社会福祉協議会が健全な運営を行うことにより社会福祉活動の活性化や推進を図れるよう、積極的に関与していくことを要望する。